

原 議 保 存 期 間 1 年
(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部生活安全総務課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長

事 務 連 絡
令和7年8月29日
警察庁生活安全局生活安全企画課
犯罪抑止対策室長

警察署と学校の間における不審者情報等の共有体制の確立に向けた取組の推進について

警察署と学校の間における不審者情報等の共有体制の確立については、「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）において、「警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することにより、プライバシーに配慮しつつ、より粒度の高い情報の共有を可能とし、具体的な対応に資するようにする。」とされており、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達）」（令和6年1月25日付け警察庁丙生企発第28号ほか）等により、夜間や休日等を含めて学校との間で不審者情報等が直接共有される体制の確立について示達している。

この度、警察庁において、文部科学省に対し、同共有体制の整備の徹底について依頼していたところ、文部科学省において、別添「警察との連携による不審者情報等の共有体制の整備の徹底について（依頼）」（以下「文部科学省文書」という。）が、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課等に通知された。

各都道府県警察においては、各警察署における学校との不審者情報等の共有体制の実態を再確認するとともに、体制が未確立の学校に対し、文部科学省文書を踏まえ、その確立に向けた継続的な働きかけを実施することとされたい。

なお、夜間中学校（市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校をいう。）についても、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「中学校」に該当することから、夜間中学校に中学校世代の生徒が在籍しているなど必要性が認められる場合には、不審者情報等の共有体制の確立に努められたい。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課
個別防犯対策係（800-3051、3475）